

2025年6月吉日

ケアハウス旭ヶ丘を
ご利用の皆様及びご家族様へ

社会福祉法人 淳風福祉会
ケアハウス旭ヶ丘
施設長 岡本 洋平

2025年度利用料金について

平素から当事業所の運営につきまして、ご理解とご支援を賜り誠にありがとうございます。
毎月のご利用料金のうち「サービスの提供に要する費用」について以下の2点のお知らせがあります。
②については必要書類の提出をお願いいたします。

- ① 「サービスの提供に要する費用」は7月1日より下記のとおりとなります。
12階層が変更となっています。金額：54,280円→53,336円

○サービスの提供に要する費用

対象収入による階層区分		負担月額（一人当たり）
1	1,500,000 円以下	10,000
		(夫婦の場合) 7,000
2	1,500,001 円～1,600,000 円	13,000
3	1,600,001 円～1,700,000 円	16,000
4	1,700,001 円～1,800,000 円	19,000
5	1,800,001 円～1,900,000 円	22,000
6	1,900,001 円～2,000,000 円	25,000
7	2,000,001 円～2,100,000 円	30,000
8	2,100,001 円～2,200,000 円	35,000
9	2,200,001 円～2,300,000 円	40,000
10	2,300,001 円～2,400,000 円	45,000
11	2,400,001 円～2,500,000 円	50,000
12	2,500,001 円以上	53,336

※岡山市からの通知により「サービスの提供に要する費用」は毎年改定があります。

- ②7月1日からの「サービスの提供に要する費用」の負担月額の認定(減免の申請)について

裏面に記載していますのでご一読のうえ、6月30日(月)までに必要書類の提出をお願いします。

○ご不明な点、お問い合わせ ケアハウス旭ヶ丘 國米
TEL 086-252-5050

『サービスの提供に要する費用』負担月額認定について

○『サービスの提供に要する費用』負担月額の認定について

「サービスの提供に要する費用」につきましては、入居者様の前年(令和6年中)の対象収入により12階層に区分し徴収月額が決定される減免(割引き)の制度があります。

制度を利用される方は下記①の減免の申請(書類提出)が必要です。提出書類をもとに負担月額が決定されます。

①減免の申請(申請書の提出) → ②階層区分の決定 → ③決定通知書の送付

※減免の申請なし(←期限までに提出が無い場合「サービスの提供に要する費用」が全額(53,336円)の負担となります)

イ 収入	—	ウ 必要経費	=	申請額
年金・恩給・財産収入・利子・配当		所得税・住民税・医療費 社会保険料		

【提出書類】

ア.『サービスの提供に要する費用減免申請書』(同封の書類に記入の上、署名・押印をお願いします)

イ. 収入額の証明となる書類(令和6年1月1日 ~ 令和6年12月31日の収入の確認できるもの)

- ・公的年金等の源泉徴収票
- ・確定申告の控え
- ・課税証明書(令和6年分は2025年6/1~役所でもらえます)
- ・年金等の振込みが確認できる通帳のコピー

ウ. 必要経費の証明となる書類(令和6年1月1日 ~ 令和6年12月31日の支払いが確認できるもの)

- ・所得税、住民税等の納税通知書(*課税証明書は確認書類として認められません)
- ・医療費(領収書・医療費通知書・支払いの証明が出来るもの。
* 証明書代、室料、ベッド代等は含まれません)
※平成29年度税制改正により、医療費通知書の医療費の確認書類として認められることになりました。
- ・社会保険料(後期高齢者医療保険料・国民保険料・介護保険料)領収書、源泉徴収票、口座振替済通知書

②階層区分の決定

①で提出いただいた書類をもとに階層区分が決定されます。(表面の階層表をご参照ください)

③決定通知書の送付

階層区分が決定しましたら『サービス提供に要する費用月額決定通知書』を送付させていただきます。
2025年7月分の利用料(8月支払い)より適用されます。

ケアハウス月額利用料について(参考)

			金額	使用用途/備考
ケアハウス月額利用料	①	生活費 冬期加算(11月~3月のみ)	48,764円 2,150円	食費および共通経費(法定金額)
	②	サービスの提供に要する費用	10,000円~53,336円	施設の運営に関わる職員費用 ・本人の対象収入により12階層に区分 ・前年の所得に応じて減免措置が受けられます。(←減免の申請については下記参照)
	③	管理費	33,460円~61,860円	管理費(家賃に相当するもの) ・居室タイプ(A~D)により金額が異なります。

【その他】水道料・ガス料金・介護保険サービスなどの費用負担をお願いしています。